

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は矢板市であり、矢板市商工会の管轄地区である。高原山麓一帯の肥沃な地域であり、面積は 170.46 km²で、東西約 11.6 km、南北約 24.2 km のほぼ長方形をなし、中央部は海拔 200m（商工会位置）で、最も高い所は北西部にそびえる剣ヶ峰の海拔 1,590m、最も低い所は南端部の大槻・乙畑地内の海拔 160m である。

北部山岳地帯は、日光国立公園の一部である高原連峰で、林産資源に富み、各所に鉱泉が湧出している。この山系に源を発する大小の河川が南下しており、土屋・沢地区に簗川、中央部に内川、中川、宮川、大槻・乙畑地区に荒川が流れ、沿岸は農産物に富み、人口の密集地となっている。



(2) 地域の自然災害リスク

本市の標高は、概ね海拔 200m～500mで、北部には高原山系があり、夏期は南風、冬期は北からの「高原おろし」のからつ風の影響を受ける。平成 30 年の年間平均気温は 13.9℃、降水量は 1,995.5mm である。

地質や地理的な立地条件等から、大規模な風水害など自然災害の発生件数が少なく、災害に対して比較的安全性の高い都市であると言える。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

① 洪 水

「矢板市地域防災計画」及び市の「防災ハザードマップ」によると、洪水予報河川である内川(中川・宮川も含む)について、浸水想定区域が指定されており、中央部の広範囲に渡り、5.0m未満の浸水が想定されている。加えて沢地区の一部が簗川の洪水浸水想定区域、大槻地区の一部が荒川・鬼怒川の洪水浸水想定区域になっている。

② 土砂災害

「矢板市地域防災計画」及び市の「防災ハザードマップ」によると、矢板市では、急傾斜地崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害警戒区域が指定されている。

面積の 34%を山林が占める当地域は、人家の保全に対する影響、または林業を営む事業者が比較的多く、現場作業等に影響が出ると見込まれる。

③ 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、ほぼ全域で 6.0～26.0%（一部 3.0～6.0%）である。

本市から最も近い関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野が原の西縁に沿って、那須岳北方の福島－栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年東日本台風により、中川が氾濫し中心部が浸水被害に遭った。住宅や店舗のほか、壊滅的な被害を受けた事業者も多数にのぼった。今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

⑤ 噴火

本市に影響を及ぼすと考えられる高原山は、本市、塩谷町、日光市、那須塩原市にまたがる複合火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西－東南東の割目群に伴う単成火山群がある。

活動の開始は、更新世中期（35～40 万年前）である。高原山のもっとも新規の活動は、単成火山群の一つである富士山溶岩ドームの形成及び高原一上ノ原テフラの噴出である。歴史時代の活動は知られていないが、微弱ながらも富士山溶岩ドーム近くには硫気活動があり、昭和 54 年 2 月には群発性微少地震が発生している。

⑥ 竜巻（突風）

平成 25 年 9 月 4 日に発生した竜巻は、市内を南西から北東に横断し、道路がめくりあがるような被害のほか、商品・什器などが破損する被害を受けた事業者も多数にのぼった。

今後も同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

（3）感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

（4）その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

（5）商工業者の状況 （平成28年経済センサス活動調査）

商工業者数 1,300者（うち小規模事業者数 1,027者）

業種	商工業者	小規模事業者	備考（事業所の立地状況等）
建設業	141	134	地域内に広く分散
製造業	111	87	〃
卸売業	68	52	
小売業	306	219	中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	168	123	〃
サービス業	375	293	〃
その他	131	119	
合計	1,300	1,027	

（6）これまでの取組

① 矢板市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

② 矢板市商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者B C P策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課題

（1）事業者に対すること

- ・過去比較的災害の少ない地域であったため、防災、減災の必要性認識が不十分な事業者が多いことから、意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ること
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多いことから、事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげること
- ・取組状況は、規模が小さい事業者ほど低調であることから、簡易なものから紹介し、取り組み開始のハードルを下げること

（2）商工会内部に関するここと

- ・令和3年3月に矢板市商工会危機管理マニュアルを策定した。これまでの場当たり的な対応や個々の職員の知識と経験のノウハウに頼ることから脱却し、未曾有の緊急時の行動や対応がきちんと出来るよう具体的な体制・役割分担について職員間で十分に内容を共有し、行動できるようにすること
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ること
- ・緊急時における市と商工会、国、栃木県、栃木県商工会連合会（以下、「商工連」という。）との被害情報の報告ルールが定まっていないことから、共有報告ルート、内容等を明確にすること

3. 目標

自然災害に対しては、矢板市地域防災計画を踏まえつつ、矢板市商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、矢板市と矢板市商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、矢板市商工会地域、ひいては矢板市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケ

ガを含む）等を認識させ、事業者B C P策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ **速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立**

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ **被害の把握・報告ルートの確立**

緊急時における市と商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・矢板市商工会危機管理マニュアルを令和3年3月に作成済み（別添）。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険（株）、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保（株）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤ フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・（仮称）矢板市事業継続力強化支援協議会（構成員：矢板市商工会、矢板市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

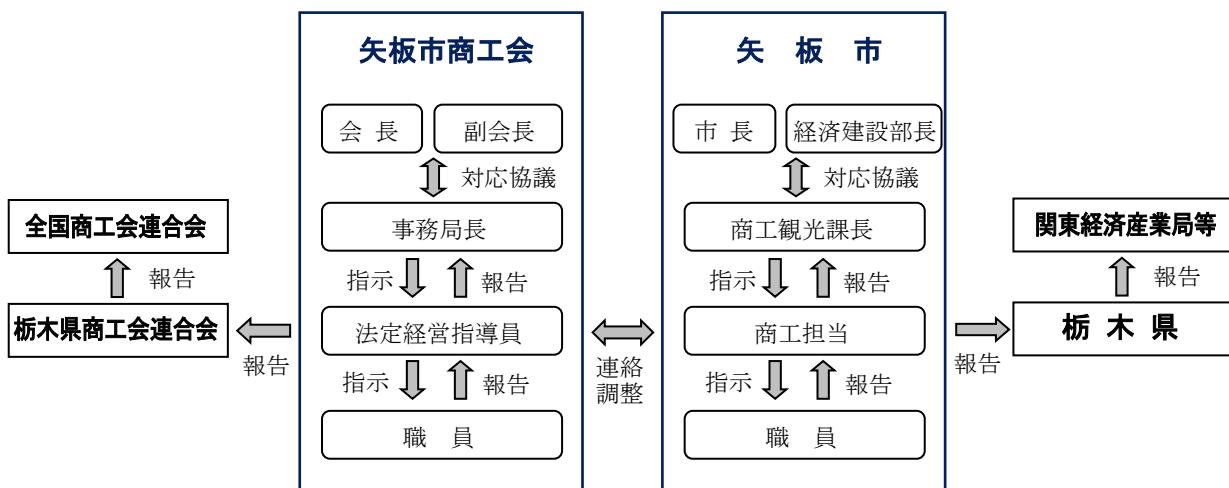
⑥ 訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険（株）、あいおいニッセイ同和損保（株）の他、栃木県火災共済（協）と連携協力し実施する。

(2) 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) 自然災害等リスク発生時の対応

① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生（※1）した場合は、以下の手順で対応する。

（※1）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

・共有方法 電子メール（又はFAX）
 ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- 市と商工会は3)のとおり情報を共有した後、市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、隨時報告する。

② 國際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- 世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 地域内事業者に対するリスクの周知

- 感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- 市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- 商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- 市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- 情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

・共有方法 電子メール（又はFAX）
 ・共有頻度

期間	頻度
海外発生期	1月に1回
国内発生早期	1月に2回
国内感染期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- 市と商工会は3)のとおり情報を共有した後、市は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

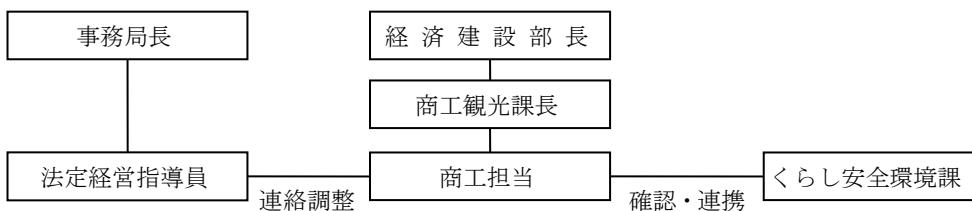
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年 2月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

矢板市商工会

矢板市



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 池田 尚史 (連絡先は(3)①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

矢板市商工会 指導課

〒329-2161 矢板市扇町1丁目2番7号
TEL : 0287-43-0272 / FAX : 0287-43-1767
E-mail : yaita_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

矢板市役所 経済建設部 商工観光課

〒329-2192 矢板市本町5-4
TEL : 0287-43-6211 / FAX : 0287-44-3324
E-mail : syoukou@city.yaita.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

頑張る企業応援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : ganbaru_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. B C P 策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

調達方法

会 費、矢板市補助金、事業収入 等